

9（連絡事項）介護保険料の特別徴収にかかる 仮徴収額の変更に伴う照会対応等について

〔 8月15日支払分の「年金振込通知書」に記載される10月以降の
介護保険料額の記載について 〕

社会保険庁から年金受給者に送付される「年金振込通知書」は、毎年6月に年1回1年間分の支払額をまとめて通知し、支払額等に変更があった場合については、その都度、変更後の支払額及びそれ以降の支払期に支払われる予定額を記載したものをお知らせしています。

市町村からの仮徴収額変更の通知により、年金から天引される介護保険料の仮徴収額に変更が生じた場合、支払額の変更に伴って社会保険庁から「年金振込通知書」が通知されることとなりますが、平成17年8月15日支払分の対象件数（見込み）は約115万件、昨年度実績は約426万件となっています。

当該通知書に記載された10月以降の介護保険料額については、市町村との情報交換における事務処理の都合上、8月と同額を表示していることから、市町村が別途通知する「介護保険料額確定通知書」に記載の介護保険料額との相違による問い合わせや苦情が寄せられています。

つきましては、今年度も同様の照会等が市町村及び社会保険庁に寄せられることが想定されるため、社会保険庁と協議の上、本年については別紙1のとおり注意書きを変更することとしています。

なお、引き続き被保険者から照会等があることも想定されることから、管下市町村に対し、照会のあった際には適切な相談対応を行っていただきますよう周知方よろしくお願い致します。（別紙2：Q&Aを参照）

年金振込通知書(8月15日支払分)の「注意書き」の変更について

● 8月15日支払分「年金振込通知書」レイアウト

年金振込通知書																
介護保険料が変更 平成××年×月×日 されたあなたの年金は、平成17年8月と、平成18年4月までの各偶数月に、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みの手続きを行うこととしましたので、お知らせします。 (年金の支払予定日は右面に記載してあります。)																
年金の種別 ×××××××××× 年金 年金1000の基礎年金番号・年金コード ×××× ×××××× ×××× 振込先金融機関店名 ××××× 銀行・金庫 支店	○年金振込通知書について 年金の支払予定日は次に記載された各月の15日です。 ただし、15日が土曜日、日曜日または休日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。 また、支払予定日には2ヵ月分お支払いします。 ・8月15日(6月、7月の2ヵ月分)・2月15日(12月、1月の2ヵ月分) ・10月14日(8月、9月の2ヵ月分)・4月14日(2月、3月の2ヵ月分) ・12月15日(10月、11月の2ヵ月分)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年8月の支払額</th> <th>平成17年10月から平成18年4月の各支払月の支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>×××, ×××円</td> <td>×××, ×××円</td> </tr> <tr> <td>介護保険料額</td> <td>×, ×××円</td> <td>×, ×××円</td> </tr> <tr> <td>所得税額</td> <td>×, ×××円</td> <td>×, ×××円</td> </tr> <tr> <td>差引支払額</td> <td>×××, ×××円</td> <td>×××, ×××円</td> </tr> </tbody> </table>		平成17年8月の支払額	平成17年10月から平成18年4月の各支払月の支払額	金額	×××, ×××円	×××, ×××円	介護保険料額	×, ×××円	×, ×××円	所得税額	×, ×××円	×, ×××円	差引支払額	×××, ×××円	×××, ×××円	- この通知書は、今回の支払額をお知らせするとともに、次回以降の各支払月毎の支払額をお知らせするものです。 - 支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りします。 - 基礎年金(付加年金を含む。)とあわせて支給される厚生年金保険の支払がある場合は、支払額を合算して記載しています。 - 住所等を変更された場合はお近くの社会保険事務所等へ届出が必要です。 - 年金を受けている方が亡くなられた場合は、遺族等の方がお近くの社会保険事務所等へ届出が必要です。
	平成17年8月の支払額	平成17年10月から平成18年4月の各支払月の支払額														
金額	×××, ×××円	×××, ×××円														
介護保険料額	×, ×××円	×, ×××円														
所得税額	×, ×××円	×, ×××円														
差引支払額	×××, ×××円	×××, ×××円														
社会保険庁 官署支出官 社会保険庁総務部経理課長	介護保険料額の徴収に関するお知らせ 10月以降の介護保険料額は、事務処理の都合上、8月と同額を表示しております。10月以降の額については変更になることが考えられますので、住所地の市町村から別途通知される(されている)通知書により確認されるようお願い致します。															

● 注意書きの変更内容

【変更前】

— 介護保険料額の徴収に関するお知らせ —

介護保険料額は年金から特別徴収する金額を記載しています。この金額(今後変更になることがあります。)は、市町村から別途通知される通知書により確認してください。なお、介護保険料の額については、住所地の市町村にお問い合わせください。

【変更後】

— 介護保険料額の徴収に関するお知らせ —

10月以降の介護保険料額は、事務処理の都合上、8月と同額を表示しております。10月以降の額については変更になることが考えられますので、住所地の市町村から別途通知される(されている)通知書により確認されるようお願い致します。

●照会対応にかかるQ & A

Q 1 市町村から通知された10月以降の介護保険料額が、社会保険庁から送付された8月支払にかかる「年金振込通知書」に記載されている10月以降の介護保険料額と相違している。
どちらが正しいのか。

(答)

社会保険庁が通知する「年金振込通知書」に記載されている介護保険料額は、事務処理の都合上、「年金振込通知書」の作成時点では10月以降の介護保険料額が未定であるため、予定額として8月と同額を記載しているところです。

そのため、市町村から保険料額の確定後に送付された介護保険料額と相違しているものです。

従って、10月以降の正しい保険料額は市町村から通知されたものとなります。

Q 2 市町村から通知される介護保険料の確定額が反映された「年金振込通知書」は後日被保険者に通知されるのか。

(答)

10月以降の確定後の介護保険料額を記載した「年金振込通知書」については、10月上旬に別途送付される予定です。

Q 3 今後、対応策は考えているのか。

(答)

誤解を招かないお知らせ(通知)ができるよう、厚生労働省老健局と社会保険庁間において十分協議の上、適切な対応策を検討しているところです。